

一般財団法人 建材試験センター 性能評価手数料 一覧表

J T C C M
Apr. 2014

当センターが実施する性能評価の手数料は以下の通りです。

建築基準法施行規則第11の2の3に基づく
消費税法第6条により消費税非課税

種類	建築基準法の根拠条文	構造・材料等	評価部分	時間 (分)	評価料金 (円)	
						#
防耐火構造	法第2条第七号（令第107条）	耐火構造	非耐力壁	30	1,020,000	X
				60	1,070,000	
				120	1,420,000	
				60	1,480,000	
				120	1,330,000	
				120	1,440,000	
				180	1,540,000	
				60	1,400,000	
				120	1,500,000	
				60	1,400,000	
				120	1,500,000	
				180	1,590,000	
		30	1,270,000			
		30	1,270,000			
	法第2条第七号の二（令第107条の2）	準耐火構造	非耐力壁	30	1,000,000	
				45	1,070,000	
			耐力壁	30	1,360,000	
				45	1,420,000	
			柱	45	1,310,000	
			床	45	1,410,000	
			梁	45	1,410,000	
			屋根	30	1,270,000	
			軒裏	30	1,000,000	
				45	1,070,000	
				30	1,270,000	
			法第2条第八号（令第108条）	防火構造	非耐力壁	
	耐力壁	30			1,360,000	
	法第23条（令第109条の6）	準防火構造	軒裏	30	1,000,000	
			非耐力壁	20	1,000,000	
	令第70条	柱の防火被覆	耐力壁	20	1,360,000	
令第109条の3第一号	準耐火建築物と同等の耐火性能を有する建築物の屋根	柱	30	1,180,000		
令第109条の3第二号ハ	準耐火建築物と同等の耐火性能を有する建築物の床及び直下の天井	屋根	20	1,270,000		
令第113条第1項第三号	防火壁を設けた部分の屋根	床、直下の天井	30	1,270,000		
令第115の2第1項第四号	防火壁の設置を要しない建築物の床	屋根	20	1,270,000		
令第115条の2の2第1項第一号	耐火建築物とすることを要しない特殊建築物の主要構造部	床、直下の天井	30	1,270,000		
		非耐力壁	60	1,150,000		
		耐力壁	60	1,480,000		
		柱	60	1,430,000		
		床	60	1,500,000		
		梁	60	1,500,000		
令第115条の2の2第1項第四号ハ	耐火建築物とすることを要しない特殊建築物のひさし等	軒裏	60	1,150,000		
		ひさし等	20	1,000,000		
屋根防火	法第22条第1項（令第109条の5）	通常火災を想定した屋根の構造	屋根	30	690,000	
	法第63条（令第136条の2の2）	市街地火災を想定した屋根の構造	屋根	30	690,000	
防火工法	令第129条の2の5第1項第七号ハ	防火区画等を貫通する給排水管等	給排水管等	20	1,160,000	
			防火区画貫通部	45	1,180,000	
				60	1,200,000	
防火材料	法第2条第九号（令第108条の2）	不燃材料	内・外装	20	420,000	
	令第1条第五号	準不燃材料		10	650,000	
	令第1条第六号	難燃材料		5	650,000	

#:新たな試験の実施を要さない性能評価の場合の料金については、X：35万円、Y：26万円、Z：70万円です。

建築基準法施行規則第11の2の3に基づく
消費税法第6条により消費税非課税

種類	建築基準法の根拠条文	構造・材料等	評価部分	時間 (分)	評価料金 (円)	#	
防 火 備	法第2条第九号の二ロ (令第109条の2)	防火戸その他の防火設備	防火設備 (遮炎性)	20	940,000	Y	
	法第64条 (令第136条の2の3)	外壁の開口部の防火設備		20	940,000		
	令第112条第1項	特定防火設備		60	980,000		
	令第114条第5項	準耐火構造の界壁、間仕切り壁及び 隔壁に用いる防火設備	防火設備	45	960,000		
	令第112条第14項第一号	防火区画の防火設備 (自動閉鎖装 置)		-	400,000		
	令第112条第14項第二号	遮煙性能を有する防火設備		-	400,000		
	令第112条第16項	防火ダンパー等		-	400,000		
	令第126条の2第2項	排煙設備設置に関する縦穴区画の防 火設備		-	400,000		
	令第129条の13の2第三号	非常用昇降機不要建築物の防火設備		-	400,000		
	令第136条の2第一号	防火・準防火地域の外壁開口部の防 火設備		-	400,000		
	令第145条第1項第二号	道路と道路内の建築物を区画する特 定防火設備		-	400,000		
	令第126条の5第二号	非常用の照明設備		照明設備	-		400,000
	令第129条の2の7第三号	冷却塔設備の内部の構造	冷却塔設備	-	400,000		
耐火性能 検証	令第108条の3第1項第二号	耐火建築物の主要構造部 (耐火性能検証)		-	-		
		床面積合計 $\leq 500\text{m}^2$	壁・柱・ 梁・床	-	300,000		
		$500\text{m}^2 < \text{床面積合計} \leq 3,000\text{m}^2$		-	450,000		
		$3,000\text{m}^2 < \text{床面積合計} \leq 10,000\text{m}^2$		-	600,000		
		$10,000\text{m}^2 < \text{床面積合計} \leq 50,000\text{m}^2$		-	810,000		
	$50,000\text{m}^2 < \text{床面積合計}$	-		1,010,000			
	令第108条の3第4項	防火設備 (耐火性能検証に用いる)		防火設備	-	-	-
		床面積合計 $\leq 500\text{m}^2$	-		250,000		
		$500\text{m}^2 < \text{床面積合計} \leq 3,000\text{m}^2$	-		400,000		
		$3,000\text{m}^2 < \text{床面積合計} \leq 10,000\text{m}^2$	-		550,000		
$10,000\text{m}^2 < \text{床面積合計} \leq 50,000\text{m}^2$		-	700,000				
避難安全 検証	令第129条の2第1項	床面積合計 $\leq 500\text{m}^2$		階避難安全性能	-	350,000	
		$500\text{m}^2 < \text{床面積合計} \leq 3,000\text{m}^2$	-		500,000		
		$3,000\text{m}^2 < \text{床面積合計} \leq 10,000\text{m}^2$	-		700,000		
		$10,000\text{m}^2 < \text{床面積合計} \leq 50,000\text{m}^2$	-		910,000		
		$50,000\text{m}^2 < \text{床面積合計}$	-		1,110,000		
	令第129条の2の2第1項	床面積合計 $\leq 500\text{m}^2$		全館避難安全性能	-	350,000	
		$500\text{m}^2 < \text{床面積合計} \leq 3,000\text{m}^2$	-		500,000		
		$3,000\text{m}^2 < \text{床面積合計} \leq 10,000\text{m}^2$	-		700,000		
		$10,000\text{m}^2 < \text{床面積合計} \leq 50,000\text{m}^2$	-		910,000		
		$50,000\text{m}^2 < \text{床面積合計}$	-		1,110,000		
建 築 材	法第37条第二号 (令第144条の3)	指定建築材料	材料	-	320,000		
設 備	令第20条の2第一号ニ	特殊建築物の居室の換気設備	換気設備	-	400,000		
	令第20条の3第2項第一号ロ	調理室等の換気設備		-	400,000		
一 般 造 界 遮	令第22条	居室の床の高さ及び防湿方法	床下	-	400,000		
音 遮	法第30条 (令第22条の3)	界壁の遮音構造	界壁	-	830,000		
構 造	令第46条第4項表1 (八) 項	木造の軸組の倍率	壁	-	1,410,000	Z	
	規則第8条の3	枠組壁工法耐力壁の倍率	壁	-	1,410,000		
ホルム 発散建材	令第20条の7第2項	第2種ホルムアルデヒド発散建築材 料とみなす建築材料	建築材料	-	400,000	Y	
	令第20条の7第3項	第3種ホルムアルデヒド発散建築材 料とみなす建築材料	建築材料	-	400,000		
	令第20条の7第4項	令第20条の7第4項に該当する建築材 料	建築材料	-	400,000		

#:新たな試験の実施を要さない性能評価の場合の料金については、X:35万円、Y:26万円、Z:70万円です。

お問い合わせ先

(一財) 建材試験センター 性能評価本部性能評定課
TEL : 048-920-3816 FAX : 048-920-3823